

社会福祉法人清寿会

滑川市老人デイサービスセンター運営規程

指定通所介護及び指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

（事業目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清寿会が設置経営する滑川市老人デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の職員が要介護状態（第1号通所事業にあたっては、事業対象者・要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 通所介護の提供にあたっては、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の職員は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称）

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

滑川市老人デイサービスセンター

（事業所の所在地）

第4条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

富山県滑川市赤浜573番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者1名(兼務)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

③ 看護職員1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

④ 介護職員4名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

⑤ 機能訓練指導員1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は1日30人とする。(介護予防通所介護相当サービスを含む。)

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

① 日常生活上の援助

② 健康状態の確認

③ 機能訓練サービス

④ 栄養改善サービス

⑤ 口腔機能向上サービス

⑥ 送迎サービス

- ⑦ 入浴サービス
- ⑧ 食事サービス
- ⑨ 相談、援助等に関すること

(通所介護及び個別計画の作成)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、通所介護計画又は個別計画を作成する。また、すでに居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画、又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、その内容に沿ったサービス計画を作成する。

- 2 通所介護計画及び個別計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料)

第10条 本事業所が提供するサービスの利用料の額は、厚生労働大臣及び滑川市長が定める基準によるものとする。(※厚生労働大臣及び滑川市長が定める基準(＝介護報酬告示))

なお、当該通所介護及び介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。また、介護報酬の告示上の額は、本事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 本事業所は、前項の利用料のほか、次に掲げる利用料を徴収する。

- | | |
|-----------------|------|
| ① 食費 | 750円 |
| ② おむつ代 | 実費 |
| ③ 日常生活上必要となる諸費用 | 実費 |

- 3 前2項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 4 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、滑川市並びに上市町の森尻、大永田、郷柿沢、広野及び黒川の5町内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができる

よう留意するものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 サービスを提供した際には、その提供日及び内容等、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第18条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告す

る。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第19条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え定期的に避難訓練を行う。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する通所介護及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、すべての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士等、医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

② 採用時研修 採用後6ヶ月以内

③ 継続研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な通所介護及び第1号通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、通所介護及び第1号通所事業に関する記録を整備し、当該資料を完結の日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清寿会と事業者の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年3月29日一部改正し、平成13年4月1日施行する。

平成16年3月25日一部改正し、平成16年4月1日施行する。

平成17年3月24日一部改正し、平成17年4月1日施行する。

平成17年9月22日一部改正し、平成17年10月1日施行する。

平成18年5月25日一部改正し、平成18年4月1日施行する。

平成25年3月28日一部改正し、平成25年4月1日施行する。

平成27年7月16日一部改正し、平成27年8月1日施行する。

平成27年12月10日一部改正し、平成28年 1月 1日施行する。
平成29年 5月30日一部改正し、平成29年 8月 1日施行する。
平成29年 6月15日一部改正し、平成29年 4月 1日施行する。
平成30年 3月15日一部改正し、平成30年 3月15日施行する。
平成30年 5月31日一部改正し、平成30年 6月 1日施行する。
令和 元年12月19日一部改正し、令和 元年10月 1日施行する。
令和 3年12月 4日一部改正し、令和 3年12月 1日施行する。
令和 6年 3月14日一部改正し、令和 5年 4月 1日施行する。
令和 6年 7月25日一部改正し、令和 6年 8月 1日施行する。
令和 8年 3月19日一部改正し、令和 8年 4月 1日施行する。
令和 8年 6月 4日一部改正し、令和 8年 8月 1日施行する。